

VII おわりに

「巨大なる凡庸」——とは、7時間半におよぶ本件放送を見終わったあとの委員会の席上で、ある委員が口にした感想である。

巨大とは、テレビそのもののことである。大事件をめぐる、何十人、何百人という取材陣と番組制作スタッフがどっと動き、いっせいに同じことを伝える。ごった返す取材現場と時間に追われる制作現場から送り出された映像と音と言葉は、たちまち家々のテレビ画面に、個々人の携帯端末にあふれかえる。テレビはまず、規模が巨大である。

だが、光市母子殺害事件の差戻控訴審を伝えた数々の番組は、そうであるだけではなかった。ほぼすべての番組が、「被告・弁護団」対「被害者遺族」という対立構図を描き、前者の荒唐無稽と異様さに反発し、後者に共感する内容だったことはすでに指摘したとおりだが、反発と共感のどちらを語るときも、感情的だった。

感情的ということのなかには、その口調や身振りが感情的だったということもあるが、もうひとつには、刑事裁判という法律の世界の出来事を、普通の人間の実感レベルだけで捉え、反応しているという意味もある。刑事裁判の仕組みなどそっちのけで弁護団に反発したり、文脈や証拠価値のちがいも区別しないまま、被告の法廷での供述と、精神鑑定の際の言葉をいっしょくたに非難したり、などというのは、その一例だった。

もちろん実感は、大切なものである。季節感、生活感、現実感をなくしたら、人生の意味は半減してしまうかもしれない。しかし、他方で私たちは、自分の好き嫌いを押し通したり、気に食わない、やられたらやり返せ、などと実感のおもむくままにやっていたら、わが身の暮らし、地域や世の中、そこらじゅうが大変なことになることも、少しは知っておいたほうがよい。

凡庸は、こうした大切でもあれば、危うくもある、実感の過剰を指している。被告の供述や精神鑑定場で語ったとされることは、それだけを取り出せば、奇異で異様な言葉である。そのことは実感のレベル、常識のレベルで考えれば、誰でもわかる。

しかし、本件放送は大人数で、大がかりな番組制作をしながら、そこで止まっている。テレビはその規模の大きさゆえに、多くの視聴者の実感レベルでの反応を引き起こしただろうが、両方が巨大なる凡庸のままで終わっていて、その先がない。この状況を作り出したのは、まずテレビである。その番組の作り方だった。

公正性・正確性・公平性の原則を十分に満たさない番組は、視聴者の事実理解や認識、思考や行動にもストレートに影響する。一方的で感情的な放送は、広範な視聴者の知る権利に応えることはできず、視聴者の不利益になる、ということである。番組制作者は目の前の事象に反応するだけでなく、種々さまざまな視聴者がそれぞれ何を

求めているかについても、考えをめぐらせる必要がある。

裁判員制度の導入が目前に迫っている。一般市民が裁判員となり、裁判官といっしょに刑事事件被告の有罪無罪や量刑を決めることになる。制度導入は「裁判を身近で、わかりやすいものにするため」とされているが、少なくともそれは、好き嫌いや、やられたらやり返せ式の実感を裁判に持ち込むことではないはずである。それでは、法以前の状態への逆戻りである。だが、テレビはいま、そうしたゆきすぎた実感の側に人々を誘い込んでいないだろうか。

法治とは何であるか、刑事裁判の構造的原理は何か、なぜ裁判では犯行事実がわかっているのに、被告の生育歴を調べたり、精神鑑定までするのか、法はどうして成人と少年を区別しているのか、被害者とその家族や遺族の無念の思いは、どうすれば軽減・救済できるだろうか——司法をめぐるとつひとつの問いのうしろに、法律によって苦しみ、法律によって救われた人間たちの歴史がある。まだ答の見つからない問いの前で、いまも苦しんでいる人間がいる。

事件・犯罪・裁判を取材し、番組を制作する放送人たちが、テレビの凡庸さに居直るのではなく、これらのことに思いを馳せ、いま立ち止まっているところから少しでも先へと進み出ることを、委員会は希望する。

註 1

以下は、NHKと日本民間放送連盟が共同で、あるいはそれぞれに掲げている放送倫理綱領や放送基準などから、公正性・正確性・公平性の原則にかかわる項目を抜き出したものである。

放送倫理基本綱領（NHK 民放連 1996年）

「放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない」「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」

国内番組基準（NHK 1998年改正）

第1章 放送番組一般の基準（第1項 人権・人格・名誉）「2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない」

同（第5項 論争・裁判）「1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。2 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いをしない」

第2章 各種放送番組の基準（第5項 報道番組）「1 言論の自由を維持し、真実を報道する。2 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また、

せん動的な表現はしない。3 ニュースの中に特定の意見をはさむときは、事実と意見とが明らかに区別されるように表現する」

新放送ガイドライン（NHK 2006年）

「意見が対立する問題を取り扱う場合には、原則として個々のニュースや番組の中で双方の意見を伝える」

「裁判や論争になっている問題については、できるだけ多角的に問題点を明らかにするとともに、それぞれの立場を公平・公正に扱う」

放送基準（民放連 2004年改正）

第1章（人権）「個人・団体の名誉を傷つけるような扱いはしない」

第6章（報道の責任）「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない」

同「取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する」

第8章（表現上の配慮）「社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない」

第10章（犯罪表現）「犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する」

報道指針（民放連 2003年改正）

2 報道姿勢「誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する」

（1）視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。

（3）公平な報道は、報道活動に従事する放送人が常に公平を意識し、努力することによってしか達成できない。取材・報道対象の選択から伝え方まで、できるだけ多様な意見を考慮し、多角的な放送を心掛ける。

3 人権の尊重「取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する」

（3）犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道を避ける。

4 報道表現「報道における表現は、節度と品位をもって行わなければならない。過

度の演出、センセーショナルリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう」

- (1) 過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。

裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針（日本新聞協会 2008年1月16日）

・捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。

- ・被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。
- ・事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。

裁判員制度下における事件報道について（民放連 2008年1月17日）

- (1) 事件報道にあたっては、被疑者・被告人の主張に耳を傾ける。
- (2) 一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける。
- (3) 事件の本質や背景を理解するうえで欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する。
- (4) 多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
- (5) 予断を排し、その時々的事实をありのままに伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。また、未確認の情報はその旨を明示する。
- (7) 国民が刑事裁判への理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める。

註2

[放送倫理検証委員会運営規則第4条] 委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について審議する。2. 委員会は、必要に応じて放送事業者および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる。(中略) 4. 委員会は、第1項の審議に基づき、意見を公表することができる。委員会は、意見を公表した場合、その内容を機構の構成員に報告する。

註3

註1にも記したように、日本新聞協会と日本民間放送連盟は裁判員制度のもとにおける報道のあり方について、ある種のガイドラインを公表しているが、本報告書が述べていることは次の2点において、これらガイドラインに抵触する恐れがある。

第1は、予断排除の観点からの問題である。

被疑者・被告人が犯行を否認している場合、その生育歴や人間関係が報道されると、裁判員を含めた多くの視聴者が、事件の背景・動機として理解してしまい、「こういう生育歴や人間関係であれば、おそらくやっているであろう」との予断を生じさせることにつながり、被疑者・被告人に保障された「推定無罪の原則」を実質的に無意味にすることになるのではないかという問題である。

第2は、被疑者・被告人のプライバシーや個人情報保護の観点からの問題である。

もし被疑者・被告人が無罪であった場合、そのことが確定する前に、報道によって当該人物のプライバシーや個人情報に関する事実が暴かれてしまうと、たとえのちに無罪の事実を明確に報道したとしても、それらの回復はきわめてむずかしい、という問題である。

これらはいずれも現行制度においても問題になることであるが、裁判員制度のもとではいっそう深刻な問題として現われる可能性がある。

しかし、このたびの差戻控訴審の場合、被告・弁護団が被害者2名が死に至った事実自体については争っていないうえ、被告人の内面や人間像を争点として提示しているようであり、予断排除の観点および被疑者・被告人のプライバシー・個人情報保護の観点からの配慮は、一応解除されていると見てよいように思われる。

しかし、ここで、こうした問題にもまして委員会が強調したいことは、番組制作者の主体的意欲の問題である。公正性・正確性・公平性の原則は、表面的に捉えれば、真実を明らかにするための手続きにすぎない。真正面から事象に向き合い、取り組もうとする放送人にとっては、足して2で割るような公平性ではなく、みずからが、みずからの力で切り開く真実性こそが唯一の原則であろう。もしかしたらそこで、被疑者・被告の有罪・無罪までが見通せることにもなるかもしれない、そのような深い調査と洞察に基づく原則である。

番組制作者には、委員会がこの段落の「付言」に込めた期待を読み取っていただきたいと思う。